

広島県告示第百八十八号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によつて、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和三年三月八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称

船越四丁目十五地区

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

市・区	町	大字	字	地番	標柱番号
広島市安芸区	船越町		古城山	二七八番	標柱一号
船越四丁目			八四五番		標柱二号
			八四五番		標柱三号
			八四三番一地先		標柱四号
			市道敷		標柱五号
			八四一一番		標柱六号
			八六七番一		標柱七号
			八三七番		標柱八号
			八三四番		標柱九号
市道敷 二七八番地先	八三三番二	標柱一一号	標柱一〇号	標柱八号及び九号	